

新興国における公的債務管理のあり方： 公的債務管理ガイドラインからの考察

東洋大学 中川 利香

本稿の目的は、IMF と世界銀行が 2001 年に発表した *Guidelines for Public Debt Management* (以下、ガイドライン) から、マレーシアにおける公的債務管理制度を評価することを目的とする。

公的債務に関する議論はさまざまな視点から議論されてきたが、現実の経済をみると 1980 年代には一部の先進国や途上国で公的債務の累積が通貨危機や経済危機を引き起こしたケースがあった。このような経験から、2001 年、IMF と世界銀行はガイドラインを発表した。ガイドラインで強調されている点は、リスクとコストの管理に基づく政府のポートフォリオ管理の重要性である。

本稿の考察より明らかになった点は次の 3 点である。第 1 にマレーシアでは公的債務管理を担当する財務省と国債のオペレーションを行う中央銀行との間の情報交換が定期的に行われていることである。第 2 に公的債務管理は市場リスクの管理に重点が置かれていることである。したがって、財務省の方針として対外債務を極力回避すること、固定金利型の国債を発行することが政府の方針として掲げられている。第 3 に国債発行の法整備が進んでおり、国債によって調達した資金の用途が限定されていることである。これは政府のガバナンスと透明性の向上につながっていると考えられる。第 4 に政府主導の国債市場育成策が対外債務に依存せずに経済発展を遂げることを可能にしたことである。民間貯蓄で財政を支える仕組みを作り上げた点は、他の開発途上国にも参考になると考えられる。

また課題としては、財務省が管理する公的債務の定義が公表されていないこと、偶発債務と債務管理を行う部署が異なっていることが明らかになった。

キーワード：公的債務管理 *Guidelines for Public Debt Management* マレーシア